

八丈町立保育園に 入園される方へ



1 持ち物リスト

入園前に行う保育園と保護者との面接時に、以下のリストを参考に持ち物の詳細について確認をいたしますので、ご準備はその後でお願いします。

	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
着替え（シャツ、ズボン）	○	○	○	○	○	○
下着（肌着、パンツ）	○	○	○	○	○	○
靴下	△	○	○	○	○	○
フェイスタオル（身体などを拭く用）	○	○	○	○	○	○
おしぼり用タオル	○	○	○			
お手拭用タオル	○	○	○	○	○	○
よだれかけ、ガーゼ	○	○				
歯ブラシ	○	○	○	○	○	○
うがい、歯みがき用コップ（入れる袋もご用意ください。）	△	○	○	○	○	○
掛け布団	○	○	○	○	○	○
敷布団	○	○	○	○	○	○
バスタオル、タオルケット	○	○	○	○	○	○
パジャマ（上下）（入れる袋もご用意ください。）	○	○	○	○	○	○
防災ずきん	○	○	○	○	○	○
汚れ物用ビニールバック	○	○	○	○	○	○
通園バック （縦 23cm×横 18cm×厚さ 2cm のファイルがはいる大きさ）	○	○	○	○	○	○

- 全ての持ち物にお子様の名前を書いてください。
- 持ち物の詳細は、保育園にお問合せください。



2 入園後、認定内容や就労時間等の変更があった場合

下記（例）のような変更があった場合は、申請書や追加資料の提出が必要になりますので、福祉健康課厚生係までご連絡のうえ、お手続きをお願いします。

（例）

- ・ 住所の変更
- ・ 就労状況、家庭状況の変更
- ・ 就労の開始、終了

■認定変更に必要な書類■

- ・ 支給認定変更届
- ・ 保育園等利用申込内容変更届（※）
- ・ 変更理由を確認できる書類

※ 保育園申請中または保留の方のみ必要な書類

■認定変更の申請期限■

- ・ 変更する月の前月 20 日まで

3 内定や入園の辞退

内定や入園の辞退をするときは、至急、福祉健康課厚生係までご連絡いただき、内定辞退届を提出してください。連絡及び届出が遅れますと、保育料が発生しますのでご注意ください。

4 長期間休園する場合

入園後の長期欠席は 2 か月までです。2 か月を超えて欠席する場合は退園となります。2 週間以上欠席される場合は、以下の種類に応じてお休みする前に書類を提出してください。遡及しての書類の受付はできません。ただし、里帰り出産の場合は 3 か月までです。

(1) 保育停止（保育料が免除される場合のお休み）

下記の理由で 1 か月以上通園できないとき

- ・ 入園しているお子様が病気やけがをした場合
⇒「保育実施停止申請書」、「診断書（コピー可）」の提出をしてください。

(2) 休園（保育料が免除されない場合のお休み）

- ・ 保護者の里帰り出産の場合

⇒「休園届」、「母子健康手帳（表紙と出産予定日が分かるページ）の写し」の提出をしてください。

※ お休みする期間が出産日の前後2か月以内に開始し、終了することが必要です。

- (1)の保育停止に該当せず、2週間以上お休みする場合
⇒「休園届」の提出をしてください。

5 退園する場合

退園する前月の末日までに「保育実施解除申請書（退園届）」を福祉健康課厚生係に提出してください(産前産後期間終了による退園も含まれます)。

※1 提出が遅れた場合、その月以降も保育料が発生します。

※2 卒園児の退園の場合、提出は不要です。

6 町外の認可保育園を希望する場合

町外の認可保育園を希望する場合は、必ず入園を希望する区市町村に連絡をとり、申込みができるかどうか、希望する保育園の空き状況、希望できる保育園の数、申込締切日、必要書類について確認してください。

その際、住所が八丈町であることや転入予定等があることを必ずお話しください。

八丈町の申込書等を使い、福祉健康課厚生係の窓口でお申込みください。入園を希望する区市町村に書類を送付しますので、申込先区市町村の締切日から1週間から10日前までをお願いします。

※ 転出予定の場合は、転入時に転入先の区市町村で申込み手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますのでご注意ください。

7 給食について

保育園では、栄養士を配置し、全保育園の栄養管理を担っています。また、児童の健全な発育に必要な栄養量を考慮した献立による昼食（主食・副食）とおやつを提供しています。

毎月、保護者の方には献立表を配布しています。ただし、材料の搬入の関係から予定していた献立を変更する場合がありますのでご了承ください。また、保育園のホームページでも献立表や給食の写真などを掲載しています。

8 食物アレルギーの対応について

食物アレルギーのあるお子様については、主治医の診断指示がある場合に限り、申請書を提出していただき、保育園での食事内容からアレルギーの原因となる食材を除去することを基本に対応しています。食物アレルギー以外の個別の希望には対応していませんのでご了承ください。

食物アレルギーに関しては厳重な管理等が必要なため、原則あおぞら保育園のみでの保育受け入れとなります。保護者の方のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。また、むつみ保育園、むつみ第二保育園、若草保育園での食物アレルギー対応については、下記のとおりといたします。

1. 除去対応は「卵」、「乳製品」のみ。
2. 代替対応は「飲料」、「デザート（おやつを含む）」のみ
3. 主菜、副菜及び汁物より除去ができない場合は必要に応じてお弁当、またはおかずを持参

■内定後の流れ■

- 1 福祉健康課厚生係に「アレルギー対応申出書兼記録票」、「生活管理指導表」を受け取りにきてください。
- 2 保護者の方が「アレルギー対応申出書兼記録票」を記載し、医療機関へ持参してください。その際、お子様は医療機関で受診するようお願いいたします。
- 3 受診の際、内定通知書を提示し保護者の方から医師へ生活管理指導表の作成を依頼してください。
- 4 受診後、「アレルギー対応申出書兼記録票」、「生活管理指導表」を福祉健康課厚生係に提出してください。
- 5 提出された書類に基づき、保育園での対応を協議します。必要に応じて、保護者の方との面接や書類提出をお願いすることもありますのでご協力よろしくお願い致します。

※上記について、既に検査や書類の提出が終了している方は不要です。

9 慣らし保育

スムーズな保育園生活のスタートに向け、保育園では新入園児のお子様は、入園式の翌日から 3 日間程度慣らし保育（午前保育）をさせていただいております。

入園時の個別面談の際に、保護者の方の状況を伺いながらご相談させていただきます。お子様が少しずつ保育園の生活に慣れることを目的としていますので、保護者の方並びに勤務先等のご理解とご協力をお願いします。

10 健康面について

保育園は、子どもたちが一日の多くを過ごす場所であることから、健康面については細心の注意をはらって、きめ細かく、子ども達の体調に留意した保育を行っています。

- 定期的に医師が来園し、健康診断、歯科検診を行っています。
- 入園前に医師による入園前健康診断を受診していただいております。
- 毎月身長体重を測定し、その結果を保護者の方にもお伝えしています。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として、乳児のお子様に対し、睡眠中チェックを行っています。（うつぶせで寝ないように気を配っています。）
- 薬は原則お預かりできません。

ただし、慢性疾患等により服薬なしでは健康的な日常生活を過ごせない場合に限り、保護者の方が来園し、服用させることを認めています。

■連絡・健康ノート■

町立保育園では、入園時に児童一人ひとりに B5 サイズの緑色のファイルを配布し、医療機関に受診した記録を残していきます。町立病院で受診される際は、連絡・健康ノートを持参してください。

登園停止にならない症状である場合でも児童の健康状態を把握するために保育士が連絡・健康ノートを見て受診した記録を確認します。

また記録内容により児童の登園を見合すことをお願いする場合がありますので、保護者の方のご理解、ご協力をお願いします。

11 保育中の事故について

全園児は「日本スポーツ振興センター」の保険に加入しています。掛け金は、八丈町が負担しています。園児の事故対策には職員一同細心の注意を払って対応しておりますが、万が一ケガをされた場合に給付を受けることができます。

なお、保育園で起きた事故により医療機関を受診する場合は、必ず『保育園で起きた事故』である旨をお伝えください。

■対象となる場合■

- ・ 保育園の保育中や保育園管理下の園外行事中に起きた事故
 - ・ 通常の経路および方法で登園、降園の際に起きた事故
- ※ 送迎の際、お子様にチャイルドシートなどの安全装備を必ずするようお願いします。

■給付額■

- ・ 日本スポーツ振興センターで定められた金額

■給付額の支払い■

- ・ 日本スポーツ振興センターの通知に基づき、八丈町からお支払いたします。

■保育中の事故発生後の対応について■

- ① 怪我の発生
- ② 園より、保護者・病院へ連絡（状況により、保育園もしくは直接病院へ来ていただきます）
- ③ 病院に到着次第、医師の診察（職員同行）
- ④ 診察が終わり次第窓口へ
- ⑤ 外来診療費等のお支払い（本人）
- ⑥ 病院（その他医療機関）から渡される領収書（原本）を園長へ提出

※当該事故により、医療機関から治療に必要なお薬等が処方された場合には、そちらも保険の対象となる場合がございます。病院外の場合でも当該事故による診察の場合には、必ず領収書を園長へ御提出ください。

12 災害への備え、災害発生時には

保育園では園児の安全を守るため、消防計画をたて、毎月避難訓練を行っています。

地震、火災などの災害発生時の避難場所は、以下のとおりですので、保育園または福祉健康課厚生係からの連絡に従い、速やかにお迎えにきてください。

災害時には連絡が取れない場合も考えられますので、緊急時のお迎えの際は一時集合場所または避難場所で**赤い旗**を目印にしてください。

また、災害等危険を感じた場合は、保育園などからの連絡を待たずにお子様を迎えに来ていただいて構いません。保護者の方の早めの判断と対応がお客様の安心、安全に繋がります。

■一時集合場所■

- ・ 各保育園 園庭

■避難場所■

- ・ むつみ保育園：三根公民館
- ・ むつみ第二保育園：三根公民館
- ・ 若草保育園：大賀郷公民館
- ・ あおぞら保育園：中之郷公民館

※ 火災や津波等、災害の状況や規模によって、より安全と思われる場所がある場合には、そちらへの避難を優先します。

※ 保育中に警戒宣言等が発令された場合は、お迎えがあるまで保育園で保護しますが、速やかなお迎えをお願いします。

※ 防災無線やホームページで情報をしっかり把握していただき、早めの対応をお願いします。

◎台風が発生した場合の登園について◎

連絡事項があれば、以下のいずれかの方法で保護者の方にご連絡いたします。

- ・ 各保育園の玄関に内容を掲示
- ・ 各家庭に内容を記載したものを配布
- ・ 各保育園の連絡網を通じて連絡

※HPにも内容を掲載いたしますのでご覧ください。

◎台風の影響から通常時との変更の可能性のあるもの◎

- ① 給食：台風の影響により停電、断水になることが考えられます。そのため給食の提供ができないことが予測された場合にはお弁当と水筒を持参していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ② 保育時間：場合によっては保育時間の短縮(午前保育等)や登園時間を遅らせる等の対応をとる場合があります。

注意事項：強風や大雨等により最悪の場合、登園途中の事故や園児の怪我が予想されます。園児の安全確保が一番ですので、登園の際の状況から危険が予測される場合には各ご家庭の判断でお休みしていただいてもかまいません。ただし、お休みする場合には保育園への連絡を必ずしていただくようお願いいたします。

13 乳幼児のかかりやすい感染症

感染症名	主要症状	感染経路
麻疹（はしか）	38℃前後の高熱、咳、結膜充血などが見られる。	空気感染 飛沫感染 接触感染
風疹（三日はしか）	発熱し、発疹が顔面や全身に広がる。	接触感染 飛沫感染 母児感染
水痘（水ぼうそう）	全身に発疹が出現する。赤班から丘疹、水疱、かさぶたの順に変化する。	空気感染 飛沫感染 接触感染
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱し、耳下腺が腫れる。	
インフルエンザ	突然の高熱が出現し、3～4日続く。全身症状（関節痛等）、呼吸器症状（咽頭炎等）を伴う。	飛沫感染 接触感染
咽頭結膜熱（プール熱）	39℃前後の発熱、咽頭炎、結膜炎。	飛沫感染 接触感染
百日咳	感冒様症状から次第に咳が強くなり、1～2週で特有な咳発作になる。咳は夜間に悪化。	飛沫感染 接触感染

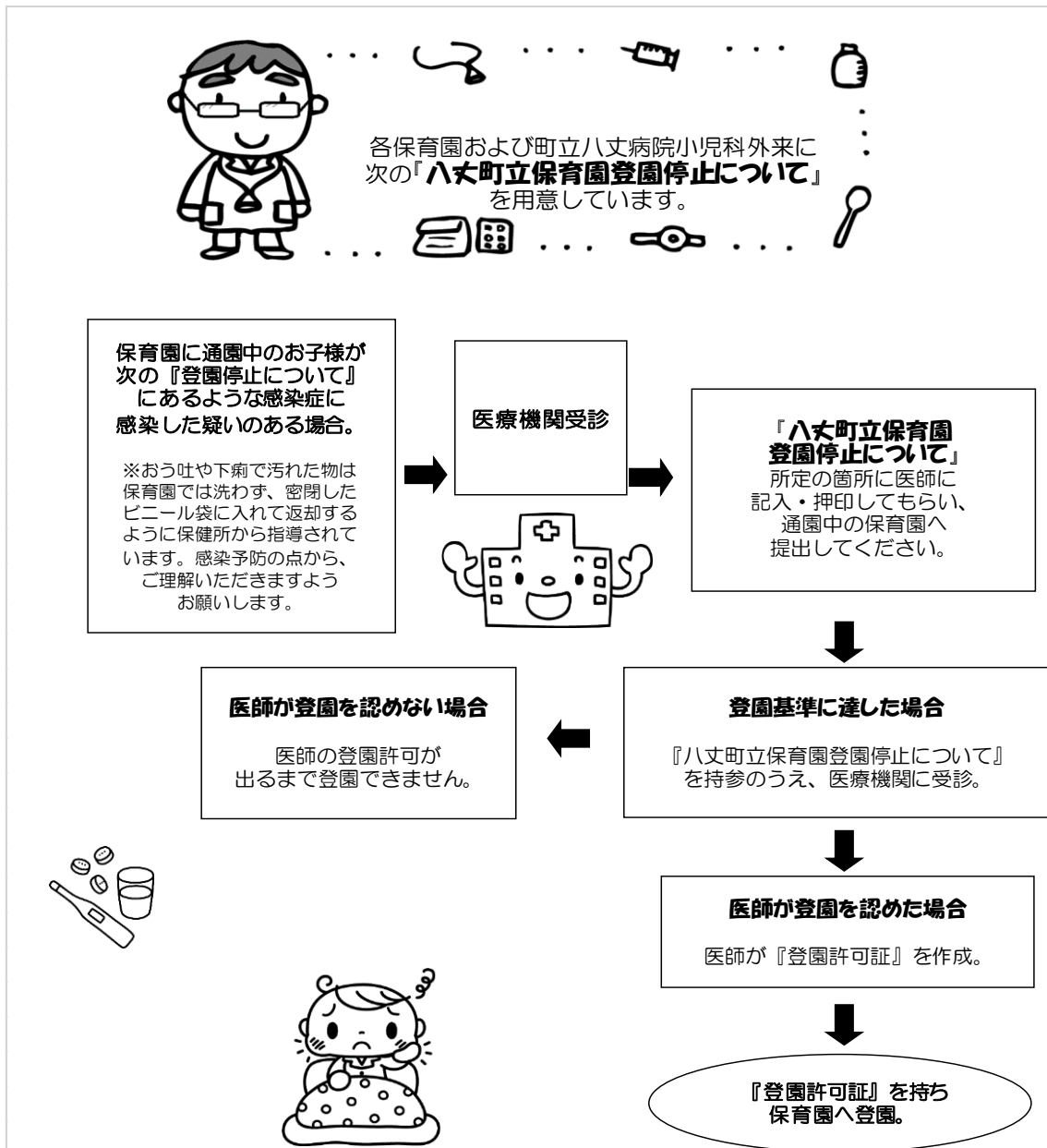
結核	咳、痰、発熱。	飛沫感染 空気感染 経胎盤感染
流行性角結膜炎（はやり目）	流涙、結膜充血、眼脂、耳前リンパ節の腫れ。	接触感染 飛沫感染
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、しばしば嘔吐を伴う。	飛沫感染 接触感染
ウイルス性胃腸炎	発熱、嘔気、嘔吐、下痢。	糞口感染 接触感染 食品媒介
RS ウィルス感染症	発熱、呼吸器症状、呼吸困難。	飛沫感染 接触感染
マイコプラズマ肺炎	発熱と咳。	飛沫感染 接触感染
手足口病	水疱性の発しんが口腔粘膜および手足に現れる。口内炎により食事が取れないこともある。	飛沫感染 糞口感染 接触感染 経口感染
ヘルパンギーナ	突然の高熱、咽頭痛、口蓋垂付近に水疱疹や潰瘍形成。咽頭痛により食事が取れないこともある。	飛沫感染 糞口感染 接触感染
伝染性紅斑（リンゴ病）	軽い風邪症状を示し、頬が赤くなったり、手足に網目状の紅斑が出現する。	飛沫感染
突発性発しん	38℃以上の高熱が3～4日間続いた後、解熱とともに体幹部を中心に鮮紅色の発しんが出現する。	飛沫感染 経口感染 接触感染
伝染性膿痂疹（とびひ）	湿疹や虫刺され痕を掻いたところが細菌感染を起こし、びらんや水疱病変を形成する。	接触感染
アタマジラミ	小児では多くが無症状。	頭髮の 直接接触
伝染性軟属腫（水いぼ）	直径1～3mmのいぼが、手足や体幹に数個～数十個集まってみられる。	接触感染

14 感染症罹患時の登園停止について

八丈町立保育園では、学校保健安全法に準じて感染症について登園停止期間を定めています。感染症に罹患した場合には、各保育園および町立八丈病院小児科外来に用意してある「八丈町立保育園登園停止について」の所定の箇所を医師に記入、押印してもらい、登園中の保育園に速やかに提出してください。

お子さんが登園基準に達した場合、再度医療機関で受診し、医師から「登園許可証」へ記入、押印をしてもらい保育園に提出してください。

なお、上記文書作成料は、町立八丈病院においては無料です。



登園許可証		八丈町立保育園 園長 殿	《病名》	
診察券印字			《自宅療養が必要と認められた期間》	
児童名			年 月 日～ 年 月 日	
受診日			診察の結果、年 月 日より、 保育園の登園が認められるものと判断いたします。	
			東京都八丈島八丈町三根26番地11 国民健康保険 町立八丈病院 小児科 (印)	
診察券印字		★八丈町立保育園 登園停止について★		
		下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法第12条に準じて保育園に登園できません。医師に下記の〔受診連絡票〕に該当する病名に○(マル)をつけていただき、上記に記入と押印のうえ、通園中の保育園にご提出ください。 停止後、登園基準に達し、医師に登園可能と判断された場合、医師が記入した下記の「登園許可証」を保育園に提出してください。		
	園 児 名			
	生 年 月 日		年 月 日 生	
受診連絡票		八丈町立保育園 園長 殿	診察の結果、下記の感染症と診断しました。	
病 名	潜伏期間	登 園 基 準	欠 席 見 込 期 間	医師印
結核		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
インフルエンザ（様疾患）	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで	年 月 日～ 年 月 日	
百日咳	6～15日	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	年 月 日～ 年 月 日	
麻疹（はしか）	10～12日	解熱後3日を経過するまで	年 月 日～ 年 月 日	
流行性耳下腺炎（おたふく）	14～21日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	年 月 日～ 年 月 日	
水痘（水ぼうそう）	11～20日	すべての発疹が痂皮化（乾いてかさぶたになる）するまで	年 月 日～ 年 月 日	
風疹（三日はしか）	14～21日	発疹が消失するまで	年 月 日～ 年 月 日	
咽頭結膜熱（7-ill熱）	5～6日	解熱し、主要症状が消退した後2日を経過するまで	年 月 日～ 年 月 日	
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
流行性角結膜炎	1週間以上	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
急性出血性結膜炎	2～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
りんご病（伝染性紅斑）	17～18日	症状出現時は感染力が消失していますが、一応、医師の診察を受けてください。	年 月 日～ 年 月 日	
溶連菌感染症	2～4日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
手足口病	2～7日	若年児童においては無菌性髄膜炎の発症が危惧されるため、発症初期の急性期は自宅安静が勧められています。 また、治癒後2～4週間、糞便中にウイルスの排泄が続くため、手洗いおよび下着の管理をしっかりとしましょう。	年 月 日～ 年 月 日	
ヘルパンギーナ	2～7日		年 月 日～ 年 月 日	
とびひ（伝染性膿痂疹）	2～10日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
感染性胃腸炎（ロタウイルス・ノロウイルス含）	1～3日	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
乳幼児嘔吐下痢症（ロタウイルスによるもの）	1～3日	主要症状がほぼ消失し、医師が登園して差し支えないと判断するまで	年 月 日～ 年 月 日	
水いぼ（伝染性軟属腫）		病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス感染症）		主要症状がほぼ消失し、医師が登園して差し支えないと判断するまで	年 月 日～ 年 月 日	
マイコプラズマ肺炎（感染する肺炎）	2～3週間	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで	年 月 日～ 年 月 日	
ウイルス性肝炎		主要症状が消退するまで	年 月 日～ 年 月 日	
その他		()	年 月 日～ 年 月 日	

保護者の方へのお願い・お知らせ

保育園は、複数のお子様が共同で生活する場です。そのため、全体の保育の安全を維持・向上していくには、保護者の皆様のご協力が欠かせません。この点をご理解のうえ、お手数ではございますが、保育園在園中は、下記の事項についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

(1) 日々のお願い

■欠席・遅刻■

- ・ 当日の朝 9 時までには電話でご連絡ください。

■登園■

- ・ 通常の登園は、集団活動が始まるため原則朝 9 時 30 分までをお願いいたします。
- ・ 保育園所定の連絡ノートに決められた記入事項を毎日もれなくご記入してお持ちください。
- ・ 当日連絡先が通常と異なる場合は、必ず登園時にお知らせください。
- ・ 食べ物を食べながらの登園はご遠慮ください。
- ・ 気になる点や普段と違う点がある場合は、保育士にお伝えください。

■降園■

- ・ 通常と異なる場合は、登園時にお迎え予定時間とお迎えにいらっしゃる方をお知らせください。
- ・ お子様をお引取りいただいた後は、できるだけ速やかに降園をお願いいたします。（降園時間が遅いお子様が、既に保護者の方がお迎えにいらしたお友達と同じ場所にいると、保護者の方を思い出し、気持ちが不安定になる場合があります。また、お引取り後に園周辺で遊ぶことは、思わぬ事故につながりかねません。そのため、お迎え後は特段の事情がない限り、速やかな降園にご協力をお願いいたします。）
- ・ 必ず保育士とのやりとりの後、降園してください。（保育士が把握しない間に帰られますと、お子様を探すことになってしまいます。）
- ・ お迎えは、「短時間」の方は、16 時 30 分、「標準時間」の方は 18 時 30 分まで をお願いいたします。（“入園のしおり”P7 を参照してください。）

(2) 健康面についてのお願い

■ 病気 ■

- お子様本人と他の在園児のために、病気のときはお休みしてください。保育中に発病したときは、お子様の具合により病院に受診する場合があります、**予定の保育時間よりも早くお迎えをお願いすることがあります。**（嘔吐、下痢が続く、ぐったりしている、本人が痛がる等）
- 伝染性の病気にかかった際の、再登園については医師による登園許可書が必要です。なお、この他の病気でも、保育園で集団生活していることを医師に伝えて、「感染する病気なのか」「登園してもよいのか」を診断してもらってください。

■ 病院の受診について ■

- 病院にかかる際は、下記のとおり症状のご確認をいただき、感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。

① 病名のつく感染症（インフルエンザ、ウイルス性胃腸炎等）の場合

⇒診断後、園にご連絡ください。

ご家族が感染症に罹った場合にもお知らせください。

② 胃腸炎やお腹の風邪といった診断の場合

⇒受診時に必ず感染するものか否か、いつから（どうなれば）登園可能かをご確認いただき、園にお知らせください。

③ 嘔吐、下痢などの症状がある場合

⇒発熱がなくとも感染性のものかもしれません。

必ず受診いただき、上記②の確認をお願いいたします。

■ 発熱について ■

- 原則、発熱しているお子様はお預かりできません。
- 朝、受入時の検温で 37.5°C 以上のお子様はお預かりできません。
- 在園中の検温で 37.5°C を越えた場合は、保育士が保護者の方へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いいたします。なお、 37.5°C 以下でも普段に比べ様子がおかしいときは、保育士の判断でお迎えをお願いすることがあります。
- 解熱後 24 時間は、ご自宅で様子を見てください。

■予防接種について■

- 予防接種を受けた当日は原則お預かりできません。
- 予防接種を受けた際は、翌日の登園時に保育士に伝えてください。

■緊急時の対応について■

- 急な病気やケガの場合には、すぐに保護者の方に連絡をさせていただきますが、連絡が取れないときには、園の判断で病院を受診することもあります。

■夜間に病院を受診された場合■

- 発熱等で夜間に病院を受診した場合、受診した翌日の登園は控えるようお願いいたします。

(3) 安全・衛生について

■服装■

- 動きやすい服装、着脱しやすい服装を基本とし、安全面にも配慮をお願いします。

■持ち物■

- 安全確保の観点からも、個人の遊具などはお持ちにならないようお願いいたします。

■給食の保管■

- 11時30分までに登園できない場合は、衛生面から給食の取り置きはいたしませんので、食事を済ませてから登園してください。

■汚れ物の取り扱い■

- 通常、使用した衣類はそのまま保護者の皆様にお返ししておりますが、便や嘔吐物、血液などで汚れた衣類等についても、保育園では洗濯をしないこととしています。これは、2次的な感染のリスクを最小限にとどめるためです。汚れ物はビニール袋に入れてお返しします。園内での感染予防のため、ご了承ください。

■アレルギー除去食について■

- ・ 保育園では、必要に応じ、アレルギー対応（基本的に除去対応）を行います。アレルギー除去にあたっては、保育園所定のアレルギー対応申出書兼記録票、生活管理指導表を提出していただきます（必要に応じて医師の意見書を御提出いただく場合もございます）。また、毎月保護者の方に献立確認を行います。

■SIDS について■

- ・ SIDS (SUDDEN INFANT DEATH SYNDROME)：乳幼児突然死症候群（シズ）といいます。

それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が特定されない、原則として1歳未満の乳児に突然の死をもたらす症候群をいいます。

原則として、1歳未満の乳児に起こります。日本での発症頻度はおおよそ出生6,000人～7,000人に1人と推定され、生後2か月から6ヶ月に多く、稀に1歳以上で発症することがあります。

SIDSを完全に防ぐことは出来ませんが、その防止に向けて保育園では睡眠チェックを行ったり、うつぶせ寝をさせないよう対応をしています。

(4) その他のお願い

■長期欠席■

- ・ 長期でお休みされる場合は、決まり次第お早めにお知らせください。

■退園■

- ・ 退園が決まり次第お申し出ください。ただし、卒園による退園は除きます。

■連絡先■

- ・ 引越しなどにより連絡先が変更になる場合は、お早めにお知らせください。特に携帯電話の番号が変わる場合は、すぐにお知らせください。

■連絡■

- ・ 通常の送迎時間よりも登園時刻が早い場合や引き取り時刻が遅い場合は、早めにご連絡ください。なお、保育短時間の認定を受けている方が延長保育時間帯に入った時点で延長保育料が発生しますのでご了承ください。

■個別対応■

- 保育園では、安定的な集団生活の維持という観点から、保育の実施に係る中での個別対応についてご要望に添えない場合があります。

■個人情報保護についてのお願い■

- 保育園施設内及び保育園主催行事におきまして、保護者の方が撮影された写真、ビデオをはじめ、保育園や園児に関わる画像、動画については、個人的に楽しんでいただくためのものであり、販売等は禁止させていただきます。

■行事の際のお願い■

- 保育園の行事の際に撮影された園児、保護者の映った写真や動画（ご自身やご自身のお子様以外の方が映っているもの）を SNS（Twitter、Instagram、Facebook 等）に無断で投稿されている方がいらっしゃいます。被撮影者の許可なく、投稿する行為は、個人としての利用の範囲を超えると見られ、情報の悪用の危険の観点からも、望ましくない行為であると考えられますので、無断での投稿はされませんようお願いいたします。